

2011年12月台湾出張レポート

劉 曉 倩
(北海道大学大学院法学研究科
グローバル COE 研究員)

2011年12月17日、本拠点の田村善之教授が台湾法学会の招へいにより、国立台湾大学法律学院（台北市）で開催された国際シンポジウム“Taiwan Patent Regime: Development and Outlook”に参加し、キーノートスピーチを行った。今回の台湾出張には、本学大学院法学研究科博士後期課程に在籍中の台湾弁護士陳信至氏、本拠点研究員の劉が通訳として同行した。

国際シンポジウム“Taiwan Patent Regime: Development and Outlook”は、台湾弁理士会、台北弁護士会、アジア弁理士協会台湾部会の共催によるものである。田村教授は、第3セッション“Important Issues in Patent Infringement Damages”にて、「特許権侵害に対する損害賠償」と題して基調講演を行った。その趣旨は以下のとおりである。「特許権侵害に対する損害賠償額の算定に関し、1990年代前半までの日本の裁判実務は、逸失利益の因果関係についてオール・オア・ナッシングの発想をとり、侵害者利益の推定については権利者側の実施要件を課し、実施料相当額については一般的な相場に依拠するという3点セットともいうべき問題点を抱えており、ややもすれば過少な賠償額を算定することになる取扱いに終始していた。その後、1990年代後半からの裁判実務の転換と、1998年、1999年と相次いだ法改正により、逸失利益については推定規定が設けられたうえ、限界利益説が採用され、相当実施料額については侵害行為である事情に鑑みた事後的に相当な実施料額が算定されるようになっている。ところで、特許権侵害に対して102条という損害賠償額の特則を置いている理由は、特許権侵害に対しては権利者は物理的な防御策を講じることが困難であるために、侵害が行われた後の事後的な救済手段である損害賠償にも侵害を抑止する効果を期待せざるを得ない反面、損害の可視的把握が困難であるため、民法の一般的な法理に委ねていたのでは賠償額が過少となるおそれなしとしないという事情を勘案したからである。しかし、特許権に関して

は権利の外延が不明確であるという問題があり、過大な賠償額の算定は萎縮効果を生み、本来権利範囲の外に属しているような行為までもが、後の訴訟における賠償額の支払いを嫌って、権利者からのライセンス交渉に屈することになり、その結果、事実上の権利範囲が拡大するという弊害を招来しかねない。ゆえに、求められているのは適切な賠償額である。このような観点からみると、日本の裁判実務の損害額の相場の現状はちょうど適切な水準に推移しているといえるかもしれない」というものであった。そのうえで、日本特許法102条1項と2項と3項の相互関係など、現在ホット・イシューとなっている争点を紹介して講演を締めくくった。田村教授の基調講演の後、内田・鮫島法律事務所弁護士/弁理士の鮫島正洋氏が「日本における特許侵害訴訟と損害論に関する実務」、Heisse Kursawe Eversheds 法律特許事務所弁護士の Matthias Wetzel 氏が「ドイツにおける特許侵害訴訟の補償的損害賠償」、そして国立台北大学法学院の李素華准教授が「台湾の特許侵害訴訟における損害賠償問題－初歩的研究－」というテーマでそれぞれ報告を行った。第3セッションでは、以上の4名からの報告の後、台湾大学法律学院謝銘洋教授の司会により、中原大学財經法律学部李崇僊准教授、国立政治大学法学院沈宗倫准教授および台一国際特許法律事務所弁理士閻啓泰氏からのコメントに続いて活発なディスカッションが行われた。

国際シンポジウム終了後、台湾弁理士会のご招待で、一行は台湾弁理士会大会の晩餐会に参加した。台湾の知財実務家・若手研究者との相互交流を実現することができたのみならず、晩餐会で同席された国際知的財産保護協会（AIPPI）会長の金允培氏と意見交換する機会も得た。

最後に、台北で親切な歓待を頂いた台湾法学会会長王泰升教授、台湾弁理士会会長蔡坤財氏、ならびに平素大変お世話になっている台湾大学法律学院謝銘洋教授に厚く感謝の意を申し上げたい。